

## 第19回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月7日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 小倉哲也
  - 2番 山寄和雄
  - 3番 栗原寛光
  - 4番 陸野光男
  - 5番 小泉勝彦
  - 6番 石川和利
  - 7番 石渡正明
  - 8番 関巖
  - 9番 渡邊美代子
  - 10番 田中幸一
  - 11番 切替一弥
  - 12番 渡辺義一
  - 13番 注連野千佳代
  - 14番 時田善夫
  - 15番 中山明
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務局職員 4名
  - 森事務局長
  - 齊藤主幹
  - 山田主査
  - 下重主任主事

◎開 会

令和2年10月7日午後2時00分 開会

○事務局長（森 博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。昨年の4月に市長より任命をされまして、おかげさまで1年と半分過ぎました。任期の半分を過ぎたところです。おかげさまで何とかやってこられました。ありがとうございました。残りの任期もこのまま通していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○事務局長（森 博君） ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより第19回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

9番、渡邊美代子委員、11番、切替一弥委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和2年9月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が同居の家族から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、高齢であり、農業後継者である譲受人に贈与したいとのことです。譲受人は、農業後継者であることから、贈与により農地を取得したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、坂戸市場字宮林下で

す。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料の3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具等については、トラクター、農用車、耕耘機、管理機を所有しています。田植え、稲刈り、乾燥調製については、親族に作業委託をしているとのこと。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で360日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が61アールとなっており、50アール要件を満たしています。地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。譲受人の〇〇〇さんと日程の調整ができなくて、〇〇〇さんの立会いがなかったのですが、昨日10時頃現地を確認して、きちんと管理されていて、実質的には〇〇〇さんが既に耕作をしていると、高齢で生前贈与という形で、全く問題はないかと思えます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号2について、ご説明いたします。

議案の2ページから3ページを御覧ください。本件は、令和2年9月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、相続により取得したが、体調も悪く後継者もいないことから、譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、以前から申請地周辺の農地で作業受託を行っており、譲渡人から買取りの申出があったため取得したいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページから6ページの現地写真を御覧ください。場所は、阿部字町田及び吉野田字ヤリ水、字上向井根です。現地を確認したところ、現地は田で管理されていました。

総会資料の8ページを御覧ください。譲受人の所在市町村からの農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、籾摺機、乾燥機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で715日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が321アールとなっており、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、2地区の申請地担当地区委員から担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

阿部地区、1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 小倉でございます。阿部地区のほうの案件につきましては、10月2日の9時から石川委員、それから譲受人、譲渡人の代理の方と私の4名で現地の確認をさせていただきました。本件につきましては、譲渡人につきましては先ほど事務局のほうから説明があったように、経営主が突然亡くなりまして、その後を引き継いだ形の中の弟さんが、農業ができないというような形で言われておりまして、その後この農地については農業者のほうに譲渡したいという意向があったと伺っております。本件の案件の阿部地区2筆でございますけれども、そちらにつきましては私のほうから説明いたしますと、1年前までは耕作をしていた状態でございます。経営主が亡くなった段階で1年間は放置されておりましたけれども、水田に復元が可能な状態でございます。特に大きな周辺等の問題はございませんので、適当かというふうに判断いたしました。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、吉野田地区、6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 事務局の説明と、あと1番の小倉さんから説明のあったとおり、10月2日9時より現地確認をしたところ、現地のほうは草刈り作業等してあり、農地に復元されるのは障害がないと思いますので、皆さんのご検討のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号3について、ご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年9月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、労働力不足で耕作できず、後継者もないことから譲受人に売却したいとのことです。譲受人は、以前から申請地周辺の農地で作業受託を行っており、譲渡人から買取りの申し出があったため、取得したいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び7ページの現地写真を御覧ください。場所は、吉野田字ヤリ水、字上向井根です。現地を確認したところ、現地は田で管理されていました。

農地法第3条の許可基準については、先ほどの整理番号2と共通のため、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 10月2日9時過ぎより、譲受人と子供さんと農業委員、4名で現地確認しました。現状は、以前に耕作していた方が亡くなられたということで、今後その方が土地の売買をすることによって、この〇〇〇さんも一緒に売却を考えてこのようになりました。農地としては、草刈り管理作業はしてありますので、いつでも農地として活用できるような状態になっているものですので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号1について、説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、リサイクル品置場に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年9月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図を御覧ください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の南東側約2キロメートル、袖ヶ浦フォレストレーヌウェイの西側約480メートルに位置し、農業公共投資の入っていない

小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料11ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用については、整地及び造成は行わず、販売を目的として買い取ったリユース品を図面のとおりに保管する計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのこと。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。9月25日午前10時より代理人である〇〇〇事務所の〇〇〇さんと時田委員と私の3人で現地を見させていただきました。

現地は、数年来放置されておりまして、雑草が生い茂っている状態でした。これはリサイクル品を置くということで、適切に管理されると思いますので、皆さんの検討をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した14番、時田善夫委員から補足説明があれば、お願いします。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。補足説明はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。リサイクル品とって、これはどういうのをやるのですか。車とか廃車の車なんかではないのですね。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。11ページに記載があるように、事業者から大型の燃料タンクやワイヤーロープ類を買い取って、こちらをインターネットで販売するとのこと。

以上です。

○15番（中山 明君） すみません、大型トラックの燃料タンクというのは。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。代理人を通して申請者に聞いたところ、あくまで具体的なイメージはまだ持っていないそうなのですが、こうしたものを置くとのこと。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○15番（中山 明君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかにございませんか。  
どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、今リサイクル品ストックというのですけれども、インターネットで販売する場合に野ざらしでインターネット販売というのはどうなのですか。具体的にその辺のところを事業者の方に確認はされたのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。事業者につきましてはインターネットで販売するという計画以上のことは聞いてはいるのですけれども、今年古物商の免許を取られたようでして、そちらのほうでまだ事業のほうは行ってはいるまいかなというので、今後はインターネットで販売していこうということですが、  
以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） リサイクル品という形で、例えば今問題になっているヤードの絡みとか、そういったものに転換をされてしまう可能性というのは、事務局のほうでは確認した中ではないということでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。本件に関しまして、確かに廃棄物等の置場になる可能性が懸念されたことから、千葉県庁の廃棄物指導課のほうにご相談いたしまして、いわゆるリユース品を置くこと自体には問題がないのか、野ざらしの状態で置くのは問題ないのかということを確認したところ、買い取ったものであれば、その状態としてあえて野ざらしであってもごみとしてはみなさないようなので、置くこと自体には問題がないようでして、ただあくまで懸念自体はありますので、君津地域振興事務所の地域環境保全課のほうにご連絡しまして、その地域環境保全課は袖ヶ浦市内の廃棄物の不適正保管がないかパトロール等を行っているの、情報共有をしたいと考えております。  
以上です。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、今の説明で大体分かりましたけれども、古美術商の資格を持っていないという、これから取るの。

○事務局（下重敦也君） 取ってあります。

〔「古物商」と言う人あり〕

○1番（小倉哲也君） 取ってある。古物商か、それで現在その実績というのが、この業者はあるのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（下重敦也君） 実績というのは、まだ販売実績はないようなのですが、リユース品自体を買



これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が同居している父親から農地1筆を使用貸借し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年9月18日に申請書の提出がなされておりますが、この案件は令和2年8月19日に許可申請が提出され、総会に向けて準備していたところ、一部手続未了が判明したことから、総会審議前に取下げとなった事案で、今回手続が整ったことから改めて許可申請があったものです。

手続が未了であった部分は、敷地内への出入りをするために水路をまたぐ橋を設置する必要があり、この占用許可申請がなされていなかったもので、転用計画自体には何ら変更はありません。担当地区農業委員への事業概要説明については、先月の総会前に行われており、転用計画自体に変更がないことから、今回の総会に向けての再度の現地調査は省略しております。

それでは、総会資料13ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅北西側約460メートル、平川中学校の南西側約60メートルで、市道三番線通り沿いに位置し、農地と住宅が混在する区域内にある農地で、鉄道駅からの周囲がおおむね500メートル以内の区域にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料14ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は浄化槽にて処理の後、道路側溝へ排水し、雨水についても同様に道路側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料15ページに建物立面図、16ページに建物平面図を添付しております。

また、17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。先ほど事務局からお話があったように、先月の案件でしたので、8月28日午後3時から、代理人2名と小倉委員、私とで現地のほうを確認いたしました。

現地のほうは、地目は田になっているのですけれども、1反区画を譲渡人が建物を建てたときかどうか、ちょっと分からないのですけれども、かなり前にコンクリート擁壁で囲って埋め立てたような状態で、隣の田とは1メートル近く高くなっている畑のようなところでした。私、前からこれ知っているのですけれども、去年の台風まで育苗ハウスが建っていたのです。進入路自体がついていない農地として、要は今隣にある譲渡人の裏の畑みたいな感じになっていたのです。事業計画では、そこに水路をまたぐ形で進入路をつくるという話がちょっと滞っていたので、取下げになったようですが、ここの水路に7メートルほど橋を架けて進入するというので、農地そのものについては、特に問題がないという話で、当初我々見たときに、そういう意見でした。今回事業内容については変更がないようでしたので、問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した1番、小倉哲也委員から補足説明があればお願いたします。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。先ほど切替委員のほうから説明ありましたとおりで、特に私のほうからの補足はございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

下重君。

○事務局（下重敦也君） 事務局の下重です。議案第2号の整理番号3について、ご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、同居する父親から農地1筆を使用貸借し、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和2年9月23日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅の南西側約300メートル、百目木公園の東側約110メートルに位置し、鉄道駅の周囲おおむね300メートル以内の区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

総会資料19ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、2階建ての専用住宅を建築する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は浄化槽にて処理後、道路側溝へ排水し、雨水は敷地内で浸透処理をする計画となっております。

所要資金は、金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料20ページに建物立面図を、21、22ページに建物平面図を添付しております。

また、23ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉でございます。本案件につきましては、10月2日に11時から切替委員と譲受人2名、合計で4名で、現地の確認をさせていただきました。当該案件につきましては、現在畑として活用されておりました、本来ですと本宅の脇にうちを建てる計画を立てたのですが、進入路がなかったということで建てられなくなったということでした。そこで、本宅の隣接する本案件の場所に長男のうちを建てたいということになりました。特に隣接する農地、私の農地なのですが、環境的には問題がないというふうに思います。また、排水関係につきましても排水溝のほうに流すというようなことで、特に大きな支障はないというふうに思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した11番、切替一弥委員から補足説明があればお

願いたします。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。補足説明は特にございせん。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございせん。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

#### ◎議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第3号、整理番号1について、説明させていただきます。

初めに、本日配付しました資料、農地を相続した場合の課税の特例という資料の1ページを御覧ください。納税猶予の制度について、まず説明させていただきます。財産を相続する際には、財産の価値に応じて相続税が発生いたしますが、租税特別措置法において、納税猶予の制度が定められており、一定の条件に該当する相続人が税務署に申請をすることで、相続税の納税が猶予されることが定められております。この制度の中で、農地を相続した場合においても、その課税の特例が認められております。

資料の1ページから2ページにかけて納税猶予を受けるための要件が記載されています。1ページに被相続人の範囲、農業相続人の範囲、2ページのほうに対象となる農地などの範囲がそれぞれ記載されております。対象の農地を耕作していた方が死亡した後、相続人がその農地の経営を相続し、対

象の農地が生産緑地内にある農地である場合などに納税猶予が受けられるとされています。なお、特例の対象となる農地などの範囲ですが、こちらの2ページの対象となる農地などの範囲の表にありますところの袖ヶ浦市は特定市以外となります。

資料の3ページを御覧ください。こちらは農地を相続した場合の課税の特例についての関連法令を抜粋したものです。この中において、税務署に納税猶予を受けるために申請をする際に、添付書類として農業委員会の証明書を添付することが、こちらの一番下のほう、租税特別措置法施行規則の23条の8で定められており、本日の議案はこの相続税の納税猶予に関する適格者証明願の提出があったことから、農業委員会が証明するに当たり、被相続人の生前の営農状況と相続人の今後の営農予定、対象農地が特例の対象となるかなどについて、相続税の納税猶予を受けるために適格かどうかを審査するものとなります。

続きまして、本日の案件について説明させていただきます。

議案の5ページを御覧ください。本件は、令和2年9月16日付で証明願の提出がありました。申請内容は、農業を行っていた被相続人から農地の相続を受けた相続人が、相続税の納税猶予を受けるために、農業委員会の証明を受けようとするものです。

総会資料の24ページの位置図及び25ページの現地写真を御覧ください。場所は、横田字山中です。現地を確認したところ、現地は田及び畑で管理されていました。

総会資料の26ページから27ページには証明願の写し、28ページには所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

相続税の納税猶予を受けるための適格者についてですが、被相続人の要件につきましては、生前対象農地において営農しており、要件を満たしております。

相続人の要件については、被相続人より農地の相続を受けており、今後の営農を継続していくとのことで、要件を満たしております。

対象農地の要件につきましては、市街化区域内の農地であるため、要件を満たしております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。10月3日の午後2時から、申請者と立会いの下、現地調査を行いました。現地のほうは、田んぼと畑、半々ぐらいの感じで、田んぼのほうは耕作されておりました。畑のほうは草刈りがされており、管理をされている状況でした。営農の状況なのですが、申請者の旦那さんが一応経営者ということになっておりまして、ほかに2枚ほど圃場整備をされた田んぼを耕作されております。今年も耕作しておりました。

以上のことから、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。この本件というよりも、猶予の説明の中で、ちょっと分かりにくいところがあるので、質問したいのですが、農地を相続する場合に、調整区域の場合は評価額が低いからあまりこれ問題にはならないと思うのですが、要するに評価額が高くて、相続税が払い切れないうことで、今日配られた資料の2ページ目の特例の対象となる農地等の範囲、この辺をちょっともう一度説明していただけますか。どういう農地がこの対象となるかと、範囲の説明をもう一度お願いしたいのですが。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの農地を相続した場合の課税の特例の対象となる農地の範囲ということでありますが、こちらが1ページと2ページにまたがっておりまして、まず1ページの右下、特例の対象となる農地などということで、こちらがまずはその農地が遺産分割されているか、または生前一括贈与により贈与税の納税猶予を受けていたか、または相続の年に被相続人から生前一括贈与を受けたものかということが条件のひとつとなります。

次に、2ページ目の先ほど関委員がおっしゃられた部分がどこに位置する農地かなどということになっています。袖ヶ浦市の場合は幾つか区分がありますが、特定市以外に該当することになっております。市街化区域外ですと、先ほど言いましたように、基本的には相続税の納税猶予は行われておりません。今回におきましては、この市街化区域内で特定市以外、この特定市というのは首都圏整備法などによって、こちら現時点ではなくて平成3年当時に決められた特定市のみが、この三大都市圏特定市になるのですが、そちらに該当しない市であるということで特定市以外ということになっております。なので、市街化区域内の農地であれば、こちらは納税猶予のほうの該当をするということになります。

また、納税猶予を受けられる農地につきましては、基本的には相続人が自分で耕作している農地が原則という形になるのですが、こちらにも記載されておりますが、特定貸付け、いつも審議していただいている利用権設定です。基盤法または中間管理を通した貸付けを行った場合、また市街化区域内において市民農園の貸付けとして利用している場合に対して、これは市民農園に関する法律がございまして、それを使った貸付けを行っている場合については相続人が耕作をしていない土地についてもこちらは当然猶予の対象となることがあるという形になっています。

条件が細かいものとなってしまっていて分かりにくくてすみませんが、手続上としては以上となります。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） もう一つ、別件の質問ですが、総会資料の最後の28ページ、一番最後のページの左側の下の3、土地総括表という表なのですが、ここに自作地、これ借入地、貸付地と欄があって、

この数字を見ると借入地と貸付地の面積がぴったり同じなのです。これどういうことなのかと、ちょっと分からなかったのです。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　こちらについてなのですが、世帯内での貸付けを行っている使用貸借権がついている農地があるため、こちら同じ面積が借入地と貸付地に入っている形になります。なお、本案件土地につきましては、貸付けはついておりませんので、自作地の面積の中に計算されている農地になっております。

○8番（関　　巖君）　ちょっと意味がよく分からない。

○事務局長（森　　博君）　借入地と貸付地が同じ面積、これは全く同じものになります。これは奥さんが持っているのを旦那さんが借りている、奥さんから見ると貸している、旦那さんから見ると借りているということで、世帯を寄せて記載してありますので、借りている人も貸している人も両方同じ世帯にいるので、それが両方載ってしまっている。ただ、自作地の部分は貸付け、借入れしていなくて、奥さんの名義のままなので、それだけは1,159というのは別枠である。なので、この奥さんと旦那さんの両方の土地を足すと7,857なのです。奥さんが持っている農地を旦那さんが借りているので、旦那さんから見れば借りている、奥さんから見れば貸している、そういうふうに計上してございます。分かりにくくて申し訳ありません。今の説明でご理解いただけましたでしょうか。

〔「今のはよく分かった」と言う人あり〕

○8番（関　　巖君）　言っていること分かりましたけれども、こうやって書くのだ。

○事務局長（森　　博君）　はい。

○14番（時田善夫君）　いいですか。

○議長（小泉勝彦君）　はい。

○14番（時田善夫君）　14番、時田です。この方は、何か販売収入、牛乳が1ということは、酪農家ですか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。被相続人の方が生前においては酪農をしていたということですが、こちら現在においては既に酪農はやめられているということで、すみません、こちらのほうは現状と台帳の更新のほうはまだ間に合っておりませんで、多少ずれが出てしまっている部分でございます。申し訳ございません。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局長（森　　博君）　従前は、8／1申告ということで8月1日の時点で経営の状況を皆さんから一斉に上げていただいていた、それで毎年更新をしておったのですけれども、平成24年ぐらいですか、その頃から変更があった人だけ申告をして正すようになっておりますので、なかなか皆さん変更があっても直す申告をしていただけていなくて、このような状況になっているところです。毎年広報

にも載せて経営状態等変わったら申告してください、ご連絡くださいというふうにご案内はしているのですが、なかなかそこでそれをしないことによって何か問題あるかという、あまり大きな問題も生じない部分でございますので、ちょっとこんな状況になってございます。

ただ、今回のように案件審議にかかる方については、確かに今時田委員おっしゃるような疑義が生じますので、そういう方については窓口での対応の中で、その内容についても今こうなっていますね、変わりありませんかというのを確認するようになりたいと思いますので、ご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○14番（時田善夫君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

どうぞ。

○7番（石渡正明君） 7番、石渡です。せっかくの機会なので、ちょっと質問したいのですが、この案件、場所は横田なので、袖ヶ浦市の中のこれは市街化区域内にある特定市以外と、そういうことですか。で、適用があるということなのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 今回の案件につきましては、ただいま石渡委員がおっしゃったとおりの条件により該当するものという案件になっております。

○7番（石渡正明君） 該当するということですね、ありがとうございます。

それで、恐らく袖ヶ浦市の中には三大都市圏に該当する区域とそれ以外の区域が混在していると思うのですが、その具体的な線引きというところも教えてください。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 確かにほかの税制における三大都市圏内の範囲においては、旧袖地域などは該当するものはあるのですが、今回の農地を相続した場合の課税の特例における特定市の概念というものが、平成3年1月1日時点におけるエリア指定を行っておりまして、それ以降のものについては、今変わったものについては適用されていない形になっておりまして、この制度においては、袖ヶ浦市は全域が特定市以外になるという形になっております。

○7番（石渡正明君） 袖ヶ浦市は全域が特定市以外。

○事務局（山田尚史君） はい。この制度における区分としては特定市以外となるものでした、ほかの制度においては確かに三大都市圏のものに一部かかっているものもありますが、それについてはそ

それぞれの制度ごとに基準となる位置づけなどが違う部分もありますので、すみません、お手数ですが、それぞれの制度ごとにしていただければ、いろんな形になっております。

○7番(石渡正明君) 制度ごとに違うのですか。これが納税猶予の場合だと袖ヶ浦市全域が特定市以外ということになって、例えば施設規模の大きな宅地を評価するときなんかは、また旧袖と例えば海側、海側のほうは三大都市圏で横田地区から山のほうは三大都市圏以外という、そういうことで制度によって三大都市圏の線引きというのは違ってくるのですか。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局長(森 博君) 農業の部分と少し離れるのですけれども、都市計画の部門でいきますと、袖ヶ浦市は全域が近郊整備地帯ということで、首都圏から50キロ圏内の位置づけになっています。もともと旧袖がその範囲だったのですが、旧平と合併をしたことによりまして、袖ヶ浦市全体が近郊整備地帯内となっています。その近郊整備地帯内というのは、市街化区域と市街化調整区域に線引きをするという区域になりまして、木更津や君津や富津は市街化区域と市街化調整区域に線引きされたところとそれ以外のところがあったりするのです。なのですけれども、袖ヶ浦市はその近郊整備地帯内に全部すっぽり入っていますので、市街化区域と市街化調整区域に分かれている、その2つしかないのです。

その市街化区域の中の農地を農地として守ろうとされる方は生産緑地の指定に手を挙げて、平成3年に生産緑地の指定を受けている。今回この土地なんかもそうなのですけれども、そういう形で都市の中の農地を守ろうとして、空間を守ろうとして生産緑地の指定を受けている方がおられたりします。先ほどの三大都市圏というキーワードと近郊整備地帯というキーワード少し違うのですけれども、要は首都圏からおおむね何キロとか、そんなところでの線引きにはなっているのですが、若干そのぶら下がっている制度によって扱いが違うということになるかと思えますけれども。

○7番(石渡正明君) では、事務局の山田さんおっしゃったように、それぞれの制度ごとに三大都市圏に該当する地域か否かというのは、担当部署に聞くしかないですね。聞く部署ってどこになります、すみません。

○事務局(山田尚史君) 制度ごとに法律などによって、例えば先ほど言いました都市計画法関係かどうかということで、該当が変わってきますので、まずどの制度においてということがはっきりしないと、どの部署に聞けばいいかというのも分からないのが正直なところです。申し訳ございません。

○事務局長(森 博君) 今回の案件は相続税というキーワードから来ていますので、税務署というところになってまいります。ただ、近郊整備地帯という話になると、都市計画法の縛りになりますので、役所の中の都市整備課になります。なので、それぞれ関係するところが異なってまいります。

○7番(石渡正明君) ありがとうございます。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

○7番(石渡正明君) はい、いいです。

○議長（小泉勝彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、相続税の納税猶予に関する適格者として証明書を交付することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については証明書を交付することと決定いたします。

◎議案第4号 令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号 令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の6ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が5件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で86.63アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから5ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号について、ご報告いたします。

議案6ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和2年8月1日から8月31日までで、1件でございます。

続きまして、協議報告第2号について、ご報告いたします。

議案7ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和2年8月1日から8月31日までで、3件でございます。

続きまして、協議報告第3号について、ご報告いたします。

議案8ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は令和2年8月1日から8月31日までで、1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

#### ◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

○12番（渡辺義一君） すみません、いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○12番（渡辺義一君） 先ほどに一旦戻ってしまうのですがけれども、相続税の猶予を受けた場合の縛

りみたいなのがあったら教えてください。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局の山田です。相続税の納税猶予を受けたときの利用の制限などについてなのですが、こちらにつきましては一定の要件に該当すると、納税猶予額が確定し、本来納めるはずだった税金及び受けた時点からの利子税を支払うものとなる条件が存在します。

資料の2ページ、課税の特例の資料の2ページ目の左下です。納税猶予期限の確定事由という中の猶予額が全て確定する場合、この確定というのが納税猶予の期間が確定というのが決まり、その時点で支払いを行うことができるものとなります。こちらが納税猶予の適用農地について、20%超の譲渡し、貸付け、転用、耕作放棄、こちらが要は適用農地については農業を行っていくことによって納税猶予を受けているということになっていきますので、それらに該当しなくなった場合です。2番目の相続人が農業経営を辞めた場合にも意味としては同じような形になります。3番目につきましては、納税猶予の適用の継続届出書、定期的に出してもらっておりますから、こちらを出さなかった場合についても猶予額を確定し、先ほど言いましたように、本来の金額プラスその間の利子税を足したものを払う必要が出てきます。

ただ、必ずしもちょっとでも転用などをしてはだめかというわけではなくて、この右側にありますように、猶予額の一部とありますように、全体ではなく、こちらは20%未満などの貸付け、転用などにつきましては、その部分のみが確定して、残りの部分についてはまだ継続して受けられる場合というものも存在します。また、こちらにつきましては納税猶予という言葉ですので、いつかまた後で払わなくてはいけないのではないかというふうに聞こえますが、免除になる場合というのもありまして、例えば相続を受けた方がずっと耕作をし続けて、また次の方へと相続が発生した場合には、確定をした上で免除という形になります。そういった場合には払わなくてよくなるという形になります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君）　よろしいですか。

○12番（渡辺義一君）　ありがとうございました。

○議長（小泉勝彦君）　ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

○8番（関　巖君）　8番、関です。やはりちょっと前へ戻ってしまって申し訳ないのですが、農用地利用集積計画案という、最後のほうでちょっと審議したやつで、例えばこの2ページ、3ページは〇〇〇さんが借り受けるということになっています。その賃料というのですか、10アール当たり14万円とか16万円と書いてあるのですが、これはちょっと信じられない額なのですが、実際そうなのですか。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○事務局（山田尚史君）　事務局、山田です。ただいまの関委員のおっしゃる点につきましては、私の

ほうも〇〇〇さん、借受者のほうにも確認したのですが、こちらの金額によって行っていますとのことでしたので、確かに高額ではございますけれども、両者これで合意をしているということでした。

○8番（関 巖君） それで、〇〇〇は実際何を耕作する予定なのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの4件の土地につきましては、〇〇〇の借受者のハウスが建っている用地内において確認したところ、一部は貸付契約を結んであったのですが、貸付け、借受けの契約が結ばれていなかった部分につきまして、今回正式に契約を結ぶものとなりました。耕作内容としては、花など園芸用品などになります。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい、いいです。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局からは何かございませんか。

〔「ございます」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、1時間以上経過いたしましたので、15時20分まで休憩といたします。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、その他、事務局から何か。

お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。その他でございますが3点ございます。

まず、1点目でございますが、下限面積要件の取扱いについて、山田主査より説明いたします。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。当市の下限面積要件の検討につきましては、今年の2月の意見交換会から始め、7月及び8月総会の案件審議後にご意見いただき、下限面積要件は50アールを維持し、引下げは行わない。ただし、施設園芸など高収益が見込まれる経営については、農地法施行規則に規定する特例ではなく、農業委員会において個別に判断することとする方向性が見出されてきていたところでありました。この取扱いについて、市の農政部局及び市長との意見調整を行いましたので、その結果を報告させていただきます。

結論といたしましては、今まで皆さんの検討結果で進めることで合意形成が図られたところではありますが、市長部局としましては、当市は大消費地に近い位置にあり、出荷先に悩むようなことはないと思われ、農業を始めやすい環境をつくりたいとの思いであること、また遊休農地の解消も含めた対

策としても捉えていただきたいとのことでありました。基本的な考えについては、今までの検討結果で承知されたところでありますが、改めて委員の皆様方から何かご意見などございましたら、お願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局から説明がありました。

委員の皆様方から何かご意見などございましたら、お願いをいたします。

はい。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。今、特例条件について個別に判断というような説明を受けたのですが、それとまた市長の意向、そういうのを踏まえて前回もお話ししたのですけれども、この特例要件をしっかりとした袖ヶ浦市の農業委員会として数値的なものを定めて、今後やっていったらどうかというふうに考えております。昨年12月の2つの園芸農家の施設栽培の農家の承認の中で、50アールに満たない部分を追加で借りることで承認したというふうな案件があったのですけれども、その後考えましたら、この追加の部分について果たして有効利用できているのかどうか、こういう不安も出てきたわけです。

そういった場合に、はっきりとした具体的な数値を定めてやっていくほうが、お互いにこれは生産性が出てくるのではないかと、さらにこの面積については事務局に大変負担がかかってしまいますので、これを整備する予算化、こういうものをしてやっていったらどうかと、1つ大きな要件として袖ヶ浦市は以前から先進的な考えを持っていました。そういう中で、他市がどうだからではなくて、独自の判断基準でやっていくこともできる自治体ではないかと、私はこのように思っています。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。今栗原委員のおっしゃった部分の最初のあたりが特例などと個別判断についてのところで、私の説明不足で実際と食い違ってしまったのですが、特例というのが下限面積要件の原則の50アールに対する特例として、以前に言いました地域とかの単位で下げる特例の制度のもので、個別に判断というものが何度かお話の中で出ました下限面積要件の例外の適用を行いまして、一件ごとの判断をしていくものという形になりますので、個別にというのが例外規定のものだと思っていただければと思います。

また、確かに後半の部分の判断基準につきましても、何がしかの基準などがあつたほうがいいのかと思いますので、他市のやっているとおりにするべきというものではないと思いますが、参考にするのに何か所か、例えば何度も言いますが木更津での経緯等と、またその他市町村につきましても情報の収集を行いまして、改めてご相談をさせていただければと思います。

以上です。

○3番（栗原寛光君） いいですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○3番(栗原寛光君) その特例基準の、その判断基準、これを私がお願いしたいのは、これは自治体として動くのに、まず基準をしっかりと幾つにするか、これを定めた中で袖ヶ浦独自にこれは進んでいいのではないかと、他市がどうかというのではなくて、袖ヶ浦市で決めて、これでやっていると、これが地方自治ではないかなと、ほかをやっているからこう、やらないからこう、ではなくて、しっかりと特例の中の基準をクリアした、そういう範囲の中で動くのが地方自治だと、そういう中で、これは、すぐ結論は出ない。専門のそういう調査研究をしている機関に委託して数値を出していくという、当初はもうその辺、市内のいろいろな状況を見て判断していくべきかと思ったのですけれども、非常に難しい問題なので、市長もそういうような考えでいるのであれば、予算化して委託に出して、それを見てこの委員会で判断するというような形がどうかと、いうふうに私は思ったわけです。

○議長(小泉勝彦君) 事務局、お願いします。

○事務局長(森 博君) ちょっとお答えになっているか自信がない部分があるのですけれども、確認の意味も含めましてちょっとお話しをさせていただきたいと思います。

この検討の中で、何度かお話出てきていると思うのですけれども、田んぼ、畑、施設園芸、大きくこうやってくくったときに、田んぼや畑は50アール未満であれば小規模になって経営成り立たない、それを下げるのは適当ではない。施設園芸だったら、もっと小規模でも経営が成り立つのではないのか、施設園芸だけ下げたらいいのではないのかというご意見があったかと思えます。それに対して、この別段の面積を定める制度的には、田んぼ、畑、施設園芸ひっくるめて50か下げるかとかという選択肢しかないのです、今の制度上。なので、その高収益が見込まれる事業があって、その事業に対しては別段の面積を定めることなく、その事業の収益の状況を農業委員会として判断をして、それをいいか悪いかにしていったらどうかというふうなお話になっていたというふうに私は考えております。

ということからすると、その施設園芸に対しては面積を定めるのではなく、その経営の状況等々を皆さんで審議をしていただいて、仮に10アールであっても、これ新規参入して、収益それなりに見込める新規参入として認めていいのではないの、あるいはこのケースは30だったら経営が成り立つのではないの、そういう形で個別に判断をするということは、数字は設定できないのかな、そういう数字は設定しないのだけれども、経営の状況等を勘案して、皆さんで判断をする。とはいえ、何の判断基準もないと判断のしようがないので、近隣とかでやっている事例を参考に、せめてこれとこれとこれを見て確認しよう。さらに、その説明を受けて、これが妥当かどうか、みんなで審議しようで、いいか悪いかを農業委員会として判断をしようというふうな流れに進んできていたのかなというふうに思っております、それをもってして市長部局へ説明をしてきたつもりでございます。

なので、今栗原委員おっしゃる面積を定めて、それを公表して、これならいいのだと、うち袖ヶ浦はこれを受け入れるのだというふうにするというご提案かと思うのですけれども、どうもその施設園芸あるいは高収益見込まれる農業に対しては個別に見るということで、面積を設定しないということに進んで来たのかなというふうな認識ございまして、ちょっと私の認識が間違っていたら訂正してい

ただきたいのですけれども、なので改めてその判断基準は、それなりに用意はしなければならないと思いますが、面積を定めるというのはしないのかなというふうに考えているところでございます。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。局長のおっしゃるそのとおりで進んできました。私が提案したいのは、それを一步先に進んで、今までは特例の扱いを、ある程度事前に事務局のほうで判断して総会にかけています。これをもう数値化しておけば、事務局でももうこれだったら総会にかけていいだろう、だめだなというのもそこで判断基準がしっかりしていれば、悩むこともないわけなのです。我々も事前にそういう数値が決まっていれば、ここで判断、簡単にできるものであるのです、そういう数値化を望みたいなということで、このように提案しているわけです。

○事務局長(森 博君) 数値化できるものであれば、もちろんそれが判断基準となって大変やりやすいと思います。運用しやすいと思います。ただ、もともと農業というのは田んぼと畑から始まっているのかなという気がして、その施設園芸で小規模でも高収益が上がるというのは、比較的最近行われてきたことなのかなと思って、新たにいろいろなものが検討されて導入されてきて追っかけ切れなくなってしまうから、今でさえ50アールというのがもう時代に合わないのだというご意見もあろうかと思うのですけれども、その施設園芸あるいはそういうものに対して高収益見込まれるものに対して、そういう数字を設定したところで果たしてそれがどれだけ妥当性があるのか、あるいは継続性があるのかというところは、ちょっと将来的なものまで考えると見込みが難しいのではないかと、それであれば面積を定めるのではなく、皆さんにご審議いただいたように、小規模でも経営が成り立つというところがあるのであれば、それを皆さんで審議をするというふうな判断というのも1つありなのかなという気がいたしまして、この面積を定める、確かに面積を定めれば、それを超えているかどうかの判断基準で容易な判断はできると思うのですが、それは難しいのかなというふうに考えている次第でございませう。

○3番(栗原寛光君) よろしいですか。

○議長(小泉勝彦君) はい。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。おっしゃることはよく分かるのです。ただ、私自身は去年の12月の2つの案件、これはちょっと反省すべきかというふうに思ったわけです。というのは、施設園芸のほかに、50アールが足りないからほかを借りて野菜を作ると、果たして野菜を作っているかどうか、現況はどうなのでしょう。私は、多分これは便宜上に借りたことが主な理由ではないかなと、そういうことからしっかりと、例えば一步譲るのであれば、こういう条件のときも例えば40アールとか、これで上がってきているけれども、皆さん、どうでしょうかというふうに総会にかけるときではないかと、そうなるとう非常に複雑になって、各委員のいろいろ判断が難しくなるような状況になってしまうので、私は数値化がいいのではないかなというふうに思ったわけです。

○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。去年の施設園芸の12月の新規就農の案件についてですが、こちらがまだ前年度途中からの就農という形で、収益がまだ上がっていない時期ということで、報告

書が上がってきていない、上げられない時期でございましたので、こちらにつきましては現時点で状況については、そのキャベツの部分についてはまでは把握しておりません。申し訳ございません。ただ、こちらにつきましては、施設園芸の新規就農を行う際に、そのキャベツの面積につきましても必ず耕作を行い、その収益につきましては、法人のほうの名前で収入となるような形での出荷をお願いしますということで指導をしておりますので、こちらにつきましては新規就農した法人の名前での耕作が行われているものと考えております。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。

○事務局長（森 博君） 何らかしらの判断基準が必要であるというふうに考える、先ほど申し上げましたけれども、面積以外の部分ですけれども、今ここで問題になっているのは、きつとこういう判断基準で皆さんに審議していただけたらいかかでしょうかというものがお示しできていないからかなというふうに勝手に考えています。具体的にいいますと、隣の木更津では観光農園を50アールに満たない案件で実際やっている。ただ、別に別段の面積を定めてあるわけではありませんから、それらを特例として扱っている。それを扱うために、何を持って審査をしたのかというのは聞いてこようと思っているのです。なので、その審査基準を参考にしながら、その審査基準はこういうものにしたらどうですかというものを改めてお示しすると、こういう基準で審査できるのだったら、我々でも審査しやすいとか何だとかというものが、もしかしたら見えるのかもしれないのです。今何もない中で、数字は示さないわ、審査基準は示さないわ、それでみんなで検討お願いしますと言われても、審査は難しいと不安に思っておられる部分あるかもしれませんので、例えば面積度外視してこういう審査基準でやっているところがあるようです。うちもこのような審査基準でどうでしょうかというたたき台なりをお示しして、これなら我々も審査できると、面積の話置いておいてもできるのではないのというところがあれば、それを皆さんでまたご議論いただくというのはいかかなものかなと、ご提案なのですけれども。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。局長のおっしゃることを、我々は望んでいるわけで、それをただ具現化するのに、事務局でいろいろなところを当てるよりも、予算化してどこかそういう専門のところへ委託を出して、国内全域からどのぐらいあったら収益があるとか、そういうことを情報を得て、委員会として方針決定するという形がどうかと、これは提案ですけれども、私は事務局にあまりそういう負担をかけたくないなというふうな思いから、さらに市長がもう前向きにこれからの農業を心配していますので、あくまで提案ということで、私はこれで退かせていただきます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○3番（栗原寛光君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かご意見ございませんか。

○事務局（山田尚史君） ただいま栗原委員のおっしゃった案件、経営コンサル的なものを市のほうで委託して、そこと相談とかできるようにしていったほうがいいのではないかと、そういった形でしょうか、農業経営ですとか。

○議長（小泉勝彦君） どうでしょう。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。そのとおり、具現化できるかどうかは、皆さんの財政当局への説得になると思うのですけれども、そうすることで皆さんがやたらと手間暇をかけてやるよりも、専門業者にまとめてもらうというのが、これは得策かなというふうな形で提案させていただきます。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） 栗原委員のご提案については、よく理解いたしました。ただ、しかしながら皆さんも薄々感じておられると思うのですけれども、袖ヶ浦市の財政事情大変厳しゅうございます。という中で、当初予算に計上していない新たな委託を発注しようとするには、えらく高い壁がございまして、それはなかなか飛び越えられない状況でございます。これは我々のスケジュール感がちょっと一番問題だと思うのですけれども、木更津ってすぐ隣なのに、まだその情報も得ていないわけです。なので、まず木更津の情報を得させていただいて、そこで有益な情報があれば、それをベースに考えるなり、あとネット上ではありましたけれども、ほかの団体でも施設園芸絡みの情報があったところがありますので、まずそこに当たらせていただいて、それをまずやらせていただいて、そこからまだこれでは不十分だと、こんなのではちっとも審査できないということであれば、言われたことについても検討してまいりたいと思いますけれども、財政当局に当たるにしましても、事務局は何を調べたのか、自分らで何したのか、いや、まだしていませんという話になったときに、まず自分達で取り組みをと、それで足りなかったら相談にという話になってしまうかと思うのですけれども、なので、まずはもってしてまず近場あるいは今入手できそうなところを入手して、それで一歩二歩前に進めさせていただくということで、いかがでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。局長のおっしゃることで前向きにやっていただけたらというふうに思いますが、さらに来年度予算はもう予算要求は締切り過ぎてしまっていると思うので。

〔「まだ」と言う人あり〕

○3番（栗原寛光君） その辺はまだなのですか。今から駆け込みでこれやるのは、ちょっと無理だと思います。まだ資料がなかった場合には、再来年度の予算化に向けてやっていただくような形で、事務局、我々も楽ができるような体制を組んでいただけたらというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（森 博君） とりあえずやれることをまずやらせていただいて、それでご提案をして、もっとやれ、こんなふうに、こんな考えもあるのではないかと、またご意見あれば、またそれを吸収できることは吸収してまいりたいというふうに考えますので、今取りあえず我々がやれることやらせ

ていただいて、それをご提案させていただいて、一步でも二歩でもという形でご理解いただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「よろしく願います」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ほかに何か。

○8番（関 巖君） ちょっと確認したいのです。局長のまとめたことで了解しているのですが、これいつからというか、要するに個別案件が出たら審議しましょうでいいと思うのですが、いつからこれはスタートするのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） 願います。

○事務局（山田尚史君） こちらにつきましては、まず今後の流れというものと絡んでくるのですけれども、今までの流れについてまずは8月に意見交換会で推進委員さんたちも交えて話をしますので、まずそこでお話をした上で、それと並行をして、先ほど局長からもお話がありました木更津市またはその他の事例においてのどういった部分を勘案して例外規定を適用したのかなどの情報を収集した上で来年1月とか2月、年度内の1度は何かしかなの形で審査基準的なものというか、どういったものを見ていただくというような情報についてのお話のほうができるかと思っております。

○議長（小泉勝彦君） 局長。

○事務局長（森 博君） 下限面積、別段の面積の設定につきましては、3月の総会で4月1日から袖ケ浦市はこの面積でいきますというふうに決定していたと思うのです。なので、今から移行とすると、次の4月に例えば袖ケ浦は50で来ましたがけれども、今度30にしますとかというのは、その告示をもってして決定されるので、4月1日からになると思うのです。ただ、特例となると個別に見ていきますので、その特例をやりますというのを仮に告示行為が必要かどうか、その制度自体が多分ないのではないかと、ある、多分ない。

〔「多分ないです」と言う人あり〕

○事務局長（森 博君） ないとすれば、もう皆さんの合意が得られた中で、では袖ケ浦はこれでいこうと決まったら、極端な話もう12月から、1月からの相談案件で、30アールで施設園芸やりたいという相談で、経営規模、経営はこんな感じで今考えている等ということのを伺い、それを皆さんで審議して、許可できるとなったら、それは認めていくことになろうと思います。なので、我々の準備と、あと皆さんとで合意形成できて、ではこれでいこうと決まれば、そこからになると思っています。こういうことで、よろしく願います。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） では、もう既にスタートとしていいと、例えば相談受けたときに、30でも経営が成り立てば、総会で審議してオーケーが出ればいいですなんていう話はしてもいいということ。

○事務局長（森 博君） ただ、その審議の審議するベースがせめてこれとこれとこれは見ようというものさえ今ないわけです。なので、そこは共通認識しておかないと。

- 8番（関 巖君） だから、そこをいつからそれが始まるのか。
- 事務局長（森 博君） それは、すみません、まず近隣の情報を収集して、また皆さんにそれをお示しするという流れがありますから、まだ総会1回、2回はかかってしまうと思います、早くても。あと、この間8月の意見交換会で推進委員さんにもこの話をしています。市長部局との調整の結果を推進委員さんにもまたお示ししなくてはいけないと思っていますので、早くても次の意見交換会以後だと思います。
- 8番（関 巖君） では、まだいつって決めなくていいから、ではお互いの合意ができた時点で、ではこれで行きましょうという時点からスタートということですか。
- 事務局長（森 博君） できるものだと思います。
- 議長（小泉勝彦君） よろしいですか。
- 8番（関 巖君） はい。
- 議長（小泉勝彦君） ほかに。
- 9番（渡邊美代子君） すみません。
- 議長（小泉勝彦君） はい、どうぞ。
- 9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。施設園芸に関して50ではなくていいと言ってはいけないのですね。最低一応これは取得してくださいとあって、でも上がってきた資料の中にどうしてもこの部分が入らないのだけれども、こういう状態を持っていったら金額的に絶対に高収入になるからという土台がなければ無理ということですね。その50アールというものに対して、もう最初から30で行く、それでも行けるとかということは言ってはいけないということですね。
- 議長（小泉勝彦君） はい。
- 事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。確かに国の制度としましては、元制度としましては例外規定の制度そのものは既に昔からあるものですので、それそのものの適用そのものはそれこそ今すぐにでもできるものではございますが、だからといってあくまでもそれは例外というものになりますので、例えば30アールとかというようにできることはありますというのは、その内容を当てていただいて、その例外規定の高収益なものに集約的なものに当たるかどうかというものを、基準のある、なしは別として一個一個判断していかなければならないというものとなりますので、そこで30アールでもできますということと言いますと、その部分が場合によっては相手方がちょっと誤解してしまう部分もあるのかなというふうなところもありますので、少なくとも今の段階では、ここでこういった何アールでもできますという言い方はやめたほうがいいのかとっております。
- 以上です。
- 議長（小泉勝彦君） よろしいですか。
- 9番（渡邊美代子君） はい、分かりました。
- 議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質問はないようですので、この件につきましては今の事務局長の説明どおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（齊藤秀夫君） 次に、2点目でございますが、残土条例制定に関する意見の取扱いについて説明をさせていただきます。

関委員から、6月の総会において残土条例の制定への意見についてのご発言があり、これを受けて当市における残土条例に関する過去の対応等について、先月の総会終了後の廃棄物対策課からの説明によりご理解いただいたところかと思われま。袖ヶ浦市農業委員会が、農地利用最適化の遊休農地対策として残土等の不法投棄を防止するために、残土条例の制定が必要であると認めた場合は、農業委員会等に関する法律第38条に規定する関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出の条件に該当し、制度上、市長に働きかけることは可能であることについては、7月の総会でご説明したとおりでございます。ついては、この取扱いについて農業委員会のご意向を確認いたしたいと存じます。

○議長（小泉勝彦君） 事務局からの説明がありました。委員の皆様方から意見などがありましたら、よろしくお願いいたします。

○1番（小倉哲也君） すみません、1番、小倉です。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○1番（小倉哲也君） ちょっともう一度説明していただけますか。申し訳ない。

○事務局長（森 博君） 残土条例の制定に向けて、農業委員会から意見を出したほうがいいのではないかと、6月の総会におきましてご意見をいただいたことは皆さんご承知かと思。それに対応するのに当たりまして、袖ヶ浦市の経緯、今までの残土条例に関する経緯、それを皆さんご理解していただいた上で、その意見出す、出さないの判断をしていただいたほうがよいのではないかと、いうふうな判断を私ども事務局でいたしまして、先月の総会終了後に廃棄物対策課から経緯等の説明をいただいたところ。条例と農地法の関係とか、いろいろとご説明をいただいたところかと思。そういう説明はあったのですけれども、今後皆さん、いかがいたしますかというところ。す。

6月にご提案いただいた条例制定に向けて、農業委員会から市長部局へ働きかけをするのか、あるいはこの間の説明聞くと法律と条例の関係もあるので、出してもどうかとか、あるいはそれ以外のご意見等々の会として、出すとするならば、あるいは出さないとするならば、農業委員会としての意思決定が必要になってまいりますので、皆さんからご意見をいただいて、その結果をもってして出すのであれば、出すなりのまた文章を考えなければなりませんし、出さないことにしようやというのであれば、これは一旦ここで終結ということになろうかと思。そういうご説明でよろしいでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） どうですか、何かご意見ございますでしょうか。先月の廃棄物対策課の担当者

の話は、やってもハードルが高いだろうというような感じだったのですけれども、やるあれはそんな  
にというふうに聞こえましたけれども、どうしてもというのならばという感じで私は考えております。

何かご意見などございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長（森 博君） 1つ補足して申し上げますと、農業委員会から市長に対して意見書を出した  
らば、残土条例の制定に向けて動いてもらえるのかなということにつきましては、意見書はあくまで  
も働きかけるものであります。先月も廃棄物対策課からの説明の中でも、既に否決があつて、また出  
しているのですけれども、それらのときには県のほうの動きとして再生土の取扱いが変わつたと、そ  
れが変わつたのをきっかけみたいな形で2回目出しているということもあつたと思うのです。仮に3  
回目出すのであれば、またその県のほうの動きなりなんなりに変化があつたときというタイミングと  
いうのも考えられます的な発言もたしかあつたかと記憶しております。仮に意見書を出すということ  
としていただいても、意見書はあくまでも働きかけるのみでありますと、なので市長部局側が条例制  
定に向けて動くかどうかというところは、保証があるものではないというところもございませう。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございませうか。

はい、どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関ですが、正直言つて前回の説明を聞いて、難しいかなと、市のほうは、  
そういう印象を受けました。だから、ここで無理して意見書を出しても無駄かなと、正直なところ。  
あの中で廃棄物対策課が残土条例実際作るとなつたら、そこが大本ですから、そこで原案だったり、  
いろいろ、そこが何かもう農業委員会のほうで先に動けばよいというような話でした。ですから、担  
当部局もあまり積極性を感じなかつたし、市長もどちらかというとなつた前回の議会では反対した議員です  
ので、難しいかなと。

ただ、1つだけ言いたいのは、やはり神納、それからそれ以外も農地が残土で実際困っているわけ  
です。それを何とかしたいというところが一番の大本で、前回の説明ですと条例よりも農地法、法律  
のほうの上だから、まず農業委員会がやってくださいという説明でした。そういうことで、その無断  
転用、田んぼに残土を捨てているとか、そういう困つた状況をまず農業委員会としてどうするかとい  
うことは、今後も引き続いて実際考えていただきたいということで、残土条例の意見答申は私提案し  
ましたけれども、取り下げるといふか、そういう意見にします。

○議長（小泉勝彦君） 分かりました。

ほかに何かございませうか。

どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、その後にテレビで埼玉県の残土の課題をやつていま  
して、いろいろ最初はたまたま養殖池を埋め立ててあげますということで埋めさせてもらったのだけ  
れども、そのうちどんどん、どんどん高くなつて、富士山のようになつてしまつたと、そうしたら業  
者いなくなつてしまつた。では、これ警察にも何回も行ったけれども、らちが明かない。そうすると、

行政的には残土を処理しなさいと言われてきた。処理するのは誰ですかといったら地権者です。何千万かかってしまうというようなニュースをちょっとやっていたのですけれども、まさにまた同じようなものも出てくるだろうと思うのですけれども、農地としてやっぱり監視するのが農業委員であって、そういったところの早期発見というのがやっぱり必要だと思うのです。ただ、地権者からすると、ただで埋め立てられるので、何でお前らが一々言わなければいけないのだという人も中には出てくるだろうと思います。でも、やはり農地を復元が不可能になる前に、そういったものを注視して、農業委員がやはり確認をしていくというのは必要だと思います。

そういった中で、残土条例、今回いろいろあると思いますけれども、とりあえずやっぱり今、関委員さんが言われたように、今回は見送ったほうがいいかなという感じはちょっとします。ただ、農業委員としての自覚として、そういったものもやっぱりきちんとしていかないと、これからやっぱり問題が出てきて、ではどうしようかとなったら終わりですので、そういったところにも心得ていただければなど、行こうかなというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） では、意見はないようですので、残土条例を制定することについて、農業委員会から市長に意見することについての採決をしたいと思います。

農業委員会から市長に意見をすることについて、賛成の方は挙手願います。

〔挙手なし〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成なしということで、残土条例制定することについて、農業委員会から市長への意見は行わないことと決定をいたします。

もう一つ、お願いします。

○事務局（齊藤秀夫君） 最後に、3点目でございますが、農地転用許可後の現場確認について、森事務局長より説明いたします。

○事務局長（森 博君） 大変長くなって申し訳ありません。手元に資料も何もなくて、ただ聞いていただいているだけで、ちょっとうまく説明できないと、なかなか理解が進まないの、一生懸命説明しますので、よろしくお願いします。

前回の総会におきまして、関委員からご発言のありました農地転用許可後の現地確認の取扱いについてご説明をさせていただきます。昨年の総会の議事録などを確認いたしましたところ、現地確認の方法等について、事務局から説明させていただいていたことを把握いたしました。

しかしながら、実際の運用に向けての具体的な検討が十分になされていなかったことも判明したところであり、昨年の総会でご説明させていただいた現地確認の運用は困難であると考えます。つきましては、改めて本件の取扱いについて調整をさせていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

なお、本件の取扱いについては、議案の審議とは異なるものでありますので、総会を閉じた後での協議とさせていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局から説明がありましたが、総会を閉じた後の協議ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の日程は一応全て終了いたしました。

これをもちまして第19回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後4時00分 閉会